

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置（第3弾）（5月7日以降の措置）

## 1 緊急事態措置の実施期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

## 2 緊急事態措置の実施区域

群馬県内全域

## 3 緊急事態措置の内容

### (1) 県民に対して

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」。）第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤、屋外の運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請する。

また、他の都道府県への往来についても、原則として自粛を要請する。

### (2) 事業者等に対して

特措法第24条第9項に基づき、県内に所在する特措法施行令第11条に規定する施設（別表①特措法による協力要請を行う施設）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。

なお、特措法施行令第11条に規定する施設に該当しないが、休業により自粛することが望ましい施設（別表②特措法によらない協力依頼を行う施設）の管理者に対して、休業およびイベント等開催自粛への協力を依頼する。

また、社会生活を維持する上で必要な施設等（別表③基本的に休止を要請しない施設）の管理者に対し、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

イベントの主催者に対しては、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請する。

(3) 商店街・スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

生活必需品を購入するため多くの人が集まる商店街・スーパーマーケット等事業者及びその利用者や、散歩等で多くの人を訪れる公園管理者及びその利用者に対して、特措法第24条第9項に基づき以下の事項に掲げる感染拡大防止のための対策を講じるよう協力を要請する。

**【商店街・スーパーマーケット等事業者への要請事項】**

- ・スーパーマーケット等で人が密集する場合の入場制限
- ・一方通行の誘導
- ・入店・会計時の行列位置の指定
- ・入店前後の消毒の徹底
- ・対面時におけるパーティションの設置

**【商店街・スーパーマーケット等の利用者への要請事項】**

- ・買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

**【公園管理者及び利用者への要請事項】**

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫や、感染対策について利用者への協力を呼びかける

#### **4 今後の措置の見直しについて**

これまで実施してきている措置の効果を検証するとともに、感染者数の増減や医療体制の確保状況および、5月中旬頃開催予定の政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の結果等を踏まえつつ、措置の緩和を検討する。